

(表紙)

森林経営計画書
(林班計画・区域計画・属人計画)
(単独・共同)

1. 計画期間

〔 自 年 月 日 〕
〔 至 年 月 日 〕

2. 対象森林の所在等

(単位: ha)

計画対象森林の所在等		計画対象森林面積	
所在	面積		うち人工林
計			

他の森林経営計画の対象森林との重複状況		
認定権者	認定番号	計画対象森林
計		

(記載注意事項)

- 表題の次の括弧については、林班計画、区域計画又は属人計画の計画の種類別の、及び単独又は共同による認定請求者の別(林班計画及び区域計画に限る。)について、該当するものに○をつける。
- 変更の場合にあつては、表題の次に(変更)と、当該森林経営の計画期間の下に(変更後の森林経営計画に従つて施業及び保護を開始しようとする日、○年○月○日)と記載するものとし、以下の表の記載は、変更に係る部分について、変更前の計画にあつては黒書きとし、変更後の計画にあつては赤書きとする。
- 災害その他やむを得ない理由により森林経営計画において定められている施業及び保護ができなかった場合又は当該森林経営計画において定められていない施業及び保護を行った場合にあつては、その事実の発生後の変更においてその事実を以下の表に記載する際には括弧を付して赤書きとする。
- 「計画対象森林の所在等」の「所在」には、林班計画においては計画対象森林を含む市町村名及び林班番号、区域計画においては計画対象森林を含む市町村名及び一体整備相当区域名、属人計画においては計画対象森林を含む市町村名を記載する。
「計画対象森林の所在等」の「面積」には、林班計画に限って小流域(林班又は隣接する複数林班)の合計面積を記載し、当該面積の内数として令第3条第1号に定める農林水産大臣の定める告示に従い、市町村の長が認定に際して指定する合計面積を括弧を付して記載する。
「計画対象森林面積」には、計画対象森林の合計面積を記載し、当該面積の内数として令第3条第1号に定める農林水産大臣の定める告示に従い、市町村の長が認定に際して指定する合計面積を括弧を付して記載する。また、計画対象森林の面積の内数として人工林の合計面積を記載する。
- 「他の森林経営計画の対象森林との重複状況」には、計画対象森林が他の森林経営計画の対象森林に含まれている場合に、当該森林経営計画の認定権者、認定番号及び計画対象森林の合計面積を記載する。なお、当該欄の記載は、他の計画事項に係る変更認定請求をする際にあわせて変更することとして差し支えない。

(本文)

- 1 森林の経営に関する長期の方針
 - (1) 森林の経営に関する基本方針
 - ア 森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営

(記載注意事項)

森林の経営に関する基本方針については、森林の多面的機能を高度に発揮しうる森林経営について記載する。

なお、生物多様性の保全について、公益的機能別施業森林区域の内外別に以下の項目に準拠して記載する。

- ① 保護地域の内外別(必須)、遷移段階、森林の分断状況などを踏まえた保護の取組(自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、特別母樹林、史跡名勝記念物などの保護面積及び対象森林に占める割合を記載)
 - ※ 保護地域内の森林がない場合にあつては、天然林の保全方法など生物多様性の保全のための森林の施業及び保護の方針について記載する。
- ② 森林性の在来種の数、絶滅のおそれのある野生生物の種の数及びその保護の取組(任意)

イ 目標とする森林の姿とそれに向けた森林の施業及び保護

(記載注意事項)

継続的に森林経営計画を立て、これに基づいて、持続的な森林整備・保全や、目指す森林の姿とそれに向けた森林施業及び保護など40年以上の期間に係る森林経営についての基本方針を記載する。

- (2) 公益的機能別施業森林の区域の内外別の長期の伐採立木材積及び造林面積

区域	期間	伐採立木材積 (m ³)	造林面積 (ha)		備考
				うち植栽(ha)	
公益的機能別 施業森林以外の 森林	I 分期				
	II 分期				
	III 分期				
	IV 分期				
	V 分期				
	VI 分期				
	VII 分期				
	VIII 分期				
	合計				
公益的機能別 施業森林	I 分期				
	II 分期				
	III 分期				
	IV 分期				
	V 分期				
	VI 分期				
	VII 分期				
	VIII 分期				
	合計				

(記載注意事項)

- 1. 伐採立木材積及び造林面積について、5年(分期)ごとに区分し、40年間について記載する。
- 2. 材積は、主伐に係るものにつき立方メートルを単位とし、小数第1位以下を四捨五入する。
- 3. 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入する。

(3) 森林の経営の規模の拡大に関する長期の方針（任意）

（記載注意事項）

適切な施業及び保護を推進するために、効率的な作業システムの導入、路網整備の推進、森林経営計画への参加の働きかけ、林業事業者等への長期の受委託及びその推進に向けた合意形成など、森林の経営の規模拡大及び必要な作業路網その他の施設の設置及び維持管理に関する方針を記載する。

(4) その他参考とすべき事項

森林経営計画の継続性の有無	有 ・ 無
---------------	-------

（記載注意事項）

1. 森林経営計画の始期が、旧計画の終期から継続している場合には「有」に、旧計画の終期から継続しておらず、又は旧計画がない場合には「無」に○をつける。その他、森林経営計画の作成上、特に考慮した事項を記載する。
2. そのほか、森林経営計画の作成上特に考慮した事項その他参考とすべき事項を記載する。

※ 森林の経営の共同化に関する長期の方針は、4の森林の経営の共同化に関する事項において一括して記載する。

2 森林の現況及び伐採計画等

(2) 要整備森林又は災害等防止措置命令対象森林とされている森林の保育その他の施業の計画

要整備森林又は災害等防止措置命令対象森林の別	所在場所							施業の区分	施業の種類	面積 (ha)	時期	備考
	都道府県	市町村 (郡)	字 (大字)	地番	林班	小班	森林所有者名					
合 計												

(記載注意事項)

1. 地域森林計画において要整備森林とされている森林及び災害等防止措置命令対象森林の間伐、保育その他の施業の計画を記載する。
2. 「所在場所」の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合又は森林の現況は同じであるが森林経営計画の期間内の施業を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを「地番」に併記する(その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班的記号を用いる。)
3. 「施業の区分」には、間伐、保育又はその他と記載する。
4. 「施業の種類」は、保育についてはつる切、除伐等、その他については病虫害の防除等地域森林計画において定められ、又は森林経営管理法第42条第1項の規定により命ぜられた実施すべき施業の方法を記載する。
5. 「面積」は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入するとともに、施業の種類ごとに細計、施業の区分ごとに小計を、要整備森林又は災害等防止措置命令対象森林の別に計を記載する。
6. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別葉とし、都道府県ごとに再計して合計を記載する。
7. 「備考」には、地域森林計画において定められ、又は森林経営管理法第42条第1項の規定により命ぜられた実施すべき施業の時期を記載する。

3 森林の保護に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

(記載注意事項)

鳥獣害防止森林区域内の森林であって人工植栽が計画されているものについて、鳥獣害防止対策として植栽木の保護措置又は対象鳥獣の捕獲を行う旨及びその具体的な手法(例えば、防護柵や幼齢木保護具の設置、わなや銃器による捕獲等)を記載する。

また、鳥獣害防止森林区域内の森林のうち人工植栽が計画されていないものについては、必要に応じて、対象鳥獣による被害の防止対策を行う旨及びその具体的な手法(例えば、剥皮防止帯の設置、わなや銃器による捕獲等)を記載する。

なお、対象鳥獣の捕獲を行う場合において、捕獲を行う予定の者が森林経営計画の作成者から委託を受けて行う者など計画作成者と異なる場合にあつては、その捕獲を行う者についても記載する。

(2) 森林の保護

(記載注意事項)

火災、病虫獣害(鳥獣害防止区域内における対象鳥獣による被害を除く。)、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組や、自発的に実施するアセスメント、長期のモニタリング調査、民間森林認証の取得状況や意向について記載する。

(3) 火入れを実施する森林に関する事項

所在地	都道府県	
	市町村(郡)	
	字(大字)	
	地番	
	林班	
	小班	
	森林所有者名	
火入れの時期		年 月 日～年 月 日(日間)
火入れの目的		1. 地ごしらえ 2. 害虫駆除
火入れ方法		
防火体制	火入れ従事者	人
	防火帯器具	延長メートル、幅員メートル
火入れ責任者		

(記載注意事項)

実施箇所ごとに記載する。

4 森林の経営の共同化に関する事項

(1) 共同して行う森林の経営の長期の方針

(記載注意事項)

共同して実施する森林の施業及び保護その他の共同化に関する方針について記載する。

なお、林班計画又は区域計画を共同して作成する場合にあつては、当該森林経営計画を共同して作成する者からの申出に応じて委託を受けて行う森林の経営に関する方針について記載する。

また、林班計画又は区域計画の認定請求者は、当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による森林経営計画への参画に協力する旨を記載する。

一方、属人計画を作成する場合にあつては、属人計画の対象森林を含む林班に所在する森林について自ら森林の経営を行う者からの申出に応じて、当該属人計画の対象森林を含む林班計画を作成する旨を記載する。

4 森林の経営の共同化に関する事項

(2) 共同して行う森林の経営の種類及びその実施の方法

ア 共同で実施する施業の種類（造林、保育、伐採（間伐を含む）等）

（記載注意事項）

共同で実施することにより、作業の効率化や適期の実施を図る施業の種類及び方法等を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して効率的な森林の施業の実施に努める旨を記載する。

イ 共同で実施する保護の種類

（記載注意事項）

鳥獣害防止森林区域内の森林で行う鳥獣害防止対策のほか、火災、病虫獣害（鳥獣害防止森林区域内における対象鳥獣による被害を除く。）、気象害の予防のために行う森林の巡視、境界の管理等の取組を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して効率的かつ効果的な森林の保護の実施に努める旨を記載する。

ウ その他

（記載注意事項）

労務の相互提供の方法、林業事業者等への共同による発注方法、種苗その他の資材の共同購入方法、高性能林業機械の共同利用等を記載する。

(3) その他の共同化に関する事項

ア 森林作業道等の施設の設置

（記載注意事項）

森林作業道、土場、作業場等一体として整備することを相当とする森林内に設置する全ての共同利用施設に関し、その設置方法及び利用に関する事項その他(2)に記載された施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置を記載するとともに、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して森林作業道等の施設の効率的かつ効果的な設置に努める旨を記載する。

森林作業道については、起点、終点、路線名及び延長（概数）を記載する。

イ 森林作業道等の維持管理

(記載注意事項)

森林作業道、土場、作業場等一体として整備することを相当とする森林内に存する全ての共同利用施設に関し、その維持管理の方法及び利用に関する事項その他(2)に記載された施業及び保護の共同実施の実効性を担保するための措置を記載するとともに、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者及び当該森林の土地の所有者の全員の合意の状況を記載する。

一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画の認定森林所有者等と連携して森林作業道等の効率的かつ効果的な維持管理に努める旨を記載する。

森林作業道については、番号を付した上で起点、終点、路線名及び延長を記載するとともに、添付書類である規則第37条第1項第1号ロに掲げる事項を表示した図面に当該番号及び線形を記載する。

5 経営の規模拡大の目標等

(1) 経営の規模拡大の目標

(記載注意事項)

地形、資源の賦存状況、高性能林業機械の配置状況等を踏まえ、森林経営の委託等により森林経営の規模拡大を行う者の氏名又は名称及び住所及びその目標を記載する。

(2) 作業路網及び作業システム等

(記載注意事項)

市町村森林整備計画(基幹路網)に係る路網整備水準や既設の森林作業道の設置状況、地形、林況等を踏まえ、計画期間内に作業路網の設置を予定する森林について、作業システムごとに、当該作業システムを採用する森林の区域及び森林作業道の整備量を記載する。

(3) その他森林の経営の規模拡大に関する事項

(記載注意事項)

森林経営計画に参画していない森林所有者等への働きかけ、間伐材の利用促進その他(1)に記載された施業の集約化の実効性を担保するための措置を記載する。